

泉佐野市介護施設等従事者支援事業に関するQ&A

令和8年6月25日 現在

	問	回答
Q. 1	対象となる従事者とは？	<p>令和8年7月1日現在、泉佐野市内に所在する介護保険及び障害者支援事業所に従事されている方であれば対象となります。なお、雇用契約が令和8年7月1日付で成立していれば対象となります。</p> <p>また、派遣業者や委託業者に雇用され、事業所等と直接雇用関係のない方も対象となります。調理及び清掃等の場合は、第三者と業務委託契約を締結しており、法人（事業所）の最終責任のもと業務を実施していること。</p>
Q. 2	泉佐野市に居住していないが対象となるのか？	従事されている方の居住地は問いません。
Q. 3	法人役員は対象にならないのか？	法人役員は専ら法人運営に携わる方は対象となりませんが、利用者にサービス提供する場合は対象となります。
Q. 4	対象にならない事業所は？	<p>下記の事業所は対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見なし指定（医療機関等の認可を受けた時に、介護事業所とみなして指定すると基本的に医療機関となります）の事業所 ○法人の所在地が泉佐野市内に所在しているが当該事業所が泉佐野市内に所在していない事業所。 （例）法人住所：泉佐野市 A事業所：泉佐野市（対象） B事業所：熊取町（対象外） ○児童福祉法の対象となる事業所 ○市が運営している事業所
Q. 5	従事者個人で申請はできますか？	<p>個人単位での申請はできません。</p> <p>従事者の方の就労確認を兼ねた申請となりますので、法人から申請していただくこととなります。なお、法人の所在地が泉佐野市外であり、申請手続き等に時間を要する場合は事業所単位で申請してください。</p>

Q. 6	複数の事業所で従事している場合はどうなりますか？	複数の事業所で従事していても、そのうちの1つの事業所から申請していただくことになります。特に規定はありませんので、従事者本人が1つの事業所を選択し、その事業所に申請してください。重複申請された場合は、市のほうへ先に申請があった事業所を対象とし、それ以外は無効となります。
Q. 7	さのぽカードを持っていないが申請できるか？	申請には、申請される従事者本人の名義のさのぽカードが必要です。（本人名義以外のカードでの申請はできません。） さのぽカードをお持ちでない方は、 <u>事前にさのぽカードを作ってください。</u> さのぽカードの申請は、 <u>個人で行っていただくこととなりますので、泉佐野ポイントカード会のホームページを参照してください。</u> （インターネットのロゴフォームからも申込できます。） <u>URL : https://sanopo.com</u>
Q. 8	さのぽカードを持っているが、自分の名義かわからない場合は？	泉佐野ポイントカード会にお問い合わせください。
Q. 9	家族名義のカードで申請してしまった場合は？	市の確認作業で本人以外のさのぽカードで申請されたことが判明した場合は、申請いただいた法人（担当者）に連絡しますので、ご本人に確認し、正しいカード番号を報告してください。本人名義かどうか確認は市役所ではできませんので、泉佐野ポイントカード会にお問い合わせください。
Q. 10	ポイントは、いつ付与されるのか？	令和8年8月下旬に順次付与いたします 各自所有のポイントカードに自動的に付与されますので、特にお手続きいただく必要はありません。
Q. 11	さのぽカード（ポイント）は、どこで使えるのか？	泉佐野ポイントカード会のホームページでご確認ください。
Q. 12	どうしたらポイントの確認ができるか？	さのぽアプリからポイントの確認ができます。 さのぽアプリのダウンロードについては泉佐野ポイントカード会のホームページでご確認ください。
Q. 13	さのぽポイントの有効期限はあるのか？	有効期限は付与されてから3ヶ年度となっています。 詳しくは泉佐野ポイントカード会のホームページでご確認ください。

* このQ & Aは、泉佐野市ホームページに掲載しています。（随時更新）